

## 議案第 52 号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 資料 1 職員の分限の手續及び効果に関する条例の改正概要

#### 1 改正概要

職員が心身の故障のため、休職した期間が満了したときは、「自然退職とする」と定めている（条例第 3 条第 4 項）が、休職の期間が満了した場合は復職するか、又は、休職期間が満 3 年を迎えても、なお復職が困難な場合（地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号）は、分限免職とするものであるため、条例第 3 条第 4 項を削除するものです。

#### 2 改正内容

条例第 3 条第 4 項を削除する。

（参考）

#### ◇ 職員の分限の手續及び効果に関する条例

（休職の効果）

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内）において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 前 3 項の規定による休職期間が満了したときは、自然退職とする。

#### ◇ 地方公務員法

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 （略）

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三・四 （略）

2 （略）

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

4 （略）

#### 3 施行日

公布の日から